

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和 7 年 4 月 2 5 日午後 1 時 3 0 分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 4 名

2. 出 席 委 員 1 3 名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	2 番	竹田 壮芳	3 番	安達 芳紀
4 番	佐藤 文好	5 番	松田 繁徳	6 番	浅野 厚司
7 番	錦 礼子	8 番	菊地 直子	9 番	山岸 誠
10 番	倉田 健三	11 番	村越 竜仁	12 番	朝倉 善則
14 番	渡沢 寿				

3. 欠 席 委 員 13 番 黒澤 ちよ子

4. 出席事務局職員	南陽市農業委員会	事 務 局 長	山内 美穂
	同	上 事務局長補佐	小川 正樹
	同	上 農 地 係 長	嶋貫 信一郎

5. 付 議 事 件	日程第 1	会議録署名委員の指名について
	日程第 2	会期の決定について
	日程第 3	諸般の報告について
	日程第 4	報第 7 号 南陽市認定農業者の認定について
	日程第 5	報第 8 号 農地法第 1 8 条 6 項の規定による通知の報告について
	日程第 6	報第 9 号 農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について
	日程第 7	議第 1 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について
	日程第 8	議第 1 9 号 非農地証明願に対する可否について
	日程第 9	議第 2 0 号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議長（高橋会長）

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

6 番 浅野厚司委員、7 番 錦礼子委員の2名を指名いたします。

7 番 錦 礼子委員

会期は、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日
1 日限りと決しました。

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

以上、ご報告いたします。

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

.....なしの声.....

「なし」の声がありますので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が13件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第8号について、ご説明申し上げます。

議案書は3ページと4ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計4, 142㎡を賃貸人の申出により、合意解約するものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲のお亡くなりになった■■■■さんの相続人である■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 740㎡を、解約手続きが遺漏していたため、このたび合意解約するものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計12, 033㎡を、中間管理事業を利用するため、このたび合意解約するものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 137㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計3, 701㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計4, 729㎡を、貸付人の申出により、合意解約するものです。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 213㎡を、第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

8番から13番の案件は、中間管理事業の解約になります。

8番、9番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 3, 059㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

10番、11番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2, 835㎡を契約期間統一のため、合意解約するものです。

嶋貫農地係長

12番、13番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計3,073㎡を第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第8号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第6 報第9号「農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第9号「農業者年金特例付加年金裁定請求に係る報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、特例付加年金の給付を受けるため、令和7年3月10日から令和7年4月10日までの間に1名から裁定請求があったのでその内容を審査し、農業者年金基金に送付したことを報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました報第9号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

この度の請求につきましては、後継者に経営継承するもので、新制度の特例付加年金、受付番号14番、令和7年4月4日受付、裁定請求者は▲▲の■■■■さん72歳、後継者の■■■■さん37歳に経営継承するものであります。継承面積は、農地25,576㎡、継承日は令和7年2月28日でございます。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転4件、賃借権設定7件、使用賃借権設定2件の合計13件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第18号について、ご説明申し上げます。

議案書は6ページから9ページになります。

はじめに、6ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 199㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田が3,947㎡、畑が2,677㎡ 合計6,624㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 139㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲外4筆 田が4,798㎡、畑719㎡、合計5,517㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、7ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田が1,213㎡、畑が242㎡、合計1,455㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 866㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 1,211㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲外2筆の畑 合計5,320㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

嶋貫農地係長

9番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外3筆の畑 合計1,069㎡について、新規の1年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

10番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計1,074㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

11番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲外2筆 田が135㎡、畑が627㎡、合計762㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、8ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

12番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲外44筆 田が27,031㎡、畑が3538.82㎡、合計30,569.82㎡を新規の10年契約となっております。

9ページに進んで、13番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 1,862㎡を新規の1年契約となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。

はじめに、議第18号 1番の現地調査について、5番 松田繁徳委員より、報告をお願いします。

5番
松田繁徳委員

4月20日に現地調査を行いました。

申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響はないことを確認してまいりました。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番と10番、11番の現地調査について、11番 村越竜仁委員より、報告をお願いします。

11番
村越竜仁委員

4月24日に現地調査を行いました。申請地は、全てが耕作され、周辺農地への影響はないことを確認してまいりました。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、鈴木雄一推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

4月19日に鈴木委員よりご報告いただいております。

申請地は、全てが耕作され、周辺農地への影響はないことを確認したとご報告いただきました。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、4番の現地調査について、9番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

9 番
山岸誠委員

4 月 2 4 日に現地を確認してまいりました。
申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、5 番、6 番、7 番、9 番の現地調査について、土屋孝推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

4 月 2 1 日に土屋委員よりご報告をいただいています。
すべての案件について、耕作されており、周辺農地への影響はないことを確認したとご報告いただいています。
以上です。

議長（高橋会長）

次に、8 番の現地調査について、佐藤卓雄推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

4 月 2 3 日に佐藤委員からご報告いただいています。
現地はまだ作付けはされておりませんが、作付けに向けて、草刈等の管理がされているとご報告いただきました。
以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

6 番
（浅野厚司委員）

5 番から 9 番の案件の■■■■さんは▲▲ですが、私はよく知らないので概要を教えてください。

嶋貫農地係長

▲▲の■■■■の息子さんであります、■■■■さんを中心に、新規に設立された法人です。
お父さんは水稻、縄の生産をされておりましたが、息子さんが新たに農業に参入するにあたり、▲▲方面でおかひじき、すいか等を生産する法人を立ち上げました。
■■■■さんは元駅伝のマラソン選手でして、そこから■■■■という名前になっているということです。走っている仲間で法人を立ち上げ、新規就農としてスタートされたと伺っています。

6 番
（浅野厚司委員）

分かりました。

14番
(渡沢寿委員)

10番の案件についてです。
畑の賃借料の割には高いと感じたのですが何か理由があるのでしょうか。

嶋貫農地係長

地目は畑ですが、現況ラフランスの樹園地になっていまして、成木のラフランス園地を引き継ぐ申請です。それなりに収益が見込めるといことでこの金額にまとまったようです。

ちなみに11番の案件は更地の畑ですので、10番の案件とは金額に差があります。

以上です。

14番
(渡沢寿委員)

分かりました。

議長（高橋会長）

他に質疑、意見はございますか。

……なしの声……

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第8 議第19号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、議第19号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し3件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第19号につきまして、ご説明します。
議案書10ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲外2筆 登記地目が畑 合計323㎡が、平成12年3月から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

嶋貫農地係長

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計1, 129㎡が、平成15年頃から耕作せず、山林化して利用し、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、▲▲のお亡くなりになった■■■■さんの相続人の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計1, 476㎡が、平成15年頃から耕作せず、山林化して利用し、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長）

ここで、1番の現地調査について、鈴木博徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

4月24日に鈴木委員から連絡を頂戴しています。

現地は申請のとおり、山林化して耕作できる状態ではないと確認をいただいています。

議長（高橋会長）

次に、2番、3番の現地調査について、9番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

9番

4月24日に調査してまいりました。

山岸誠委員

現地は申請通りであることをご報告いたします。

議長（高橋会長）

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第9 議第20号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第20号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年4月10日付け農第78号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃貸借権設定18件、賃借権移転14件の、合計32件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第20号について、ご説明を申し上げます。

令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意見を求められたものです。

議案書は11ページから18ページまでとなっております。13ページをお開きください。

中間管理機構を介して、貸付者から借受者に貸借権を設定するものになります。詳細をご説明申し上げます。

1番については、左側の欄：貸付者、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の「畑」839㎡を、右側の欄、借受者、▲▲の■■■■■さんへ賃貸借権設定するもので、契約期間はR7.6.28からR17.11.30まで、賃料収受回数は11回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

2番は、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の畑 外3筆の合計3,479㎡を、▲▲の■■■■■さんへ賃貸借権設定するもので、契約期間はR7.6.28からR17.11.30まで、賃料は11回払い、その他は記載のとおりとなっております。

3番は、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の畑545㎡を、▲▲の■■■■■さんへ賃貸借権設定するもので、契約期間はR7.6.28からR17.11.30まで、賃料は11回払い、その他は記載のとおりとなっております。

4番は、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の畑 外1筆の合計568㎡を、▲▲の■■■■■さんへ賃貸借権設定するもので、契約期間はR7.6.28からR17.11.30まで、賃料は11回払い、その他は記載のとおりです。

小川事務局長補佐

5 番については、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の田 3, 5 6 3 m²を▲▲の■■■■■さんへ、また▲▲字▲▲の田、外 3 筆の合計 8, 7 8 8 m²を▲▲の■■■■■さんへ、賃借権設定するもので、契約期間は R7.6.28 から R17.11.30 まで、賃料は 1 1 回払い、その他は記載のとおりとなっております。

6 番については、▲▲の■■■■■さんの▲▲字▲▲の田外 3 筆の合計 1 1, 4 0 9 m²を▲▲の■■■■■さんへ、また▲▲字▲▲の田、6 2 4 m²を▲▲の■■■■■さんへ、賃借権設定するもので、契約期間は R7.6.28 から R17.11.30 まで、賃料は 1 1 回払い、その他は記載のとおりとなっております。

以下、1 4 ページの 7 番から 1 5 ページの 1 8 番までも同様に、貸付者から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を設定するものになります。

このたびは時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、1 6 ページをご覧ください。賃借権の移転となります。

最初に、項目の一番右側の欄ですが、文字が切れておりました。大変申し訳ありませんでした。訂正をお願いします。

一番最初に「賃借」が入ります。「賃借権または使用貸借による権利の設定を受けてい」の後に、「る者」を加えてください。「賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者」になりますので訂正の程お願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

1 番については、▲▲字▲▲の田 外 1 8 筆の合計 4 2, 9 6 7 m²を、右の欄の「賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者」▲▲の■■■■■さんから左側の欄の借受者、▲▲の■■■■■さんへ賃借権を移転するもので、契約期間は R7.6.28～R17.2.28 まで、賃料支払回数は 1 0 回、賃料、年間賃料については記載のとおりとなっております。

以下、1 7 ページの 2 番から 1 8 ページの 1 4 番までも同様に、「賃借権または使用貸借による権利の設定を受けている者」から中間管理機構を介して、借受者に賃借権を移転するものになります。

このたびは時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が 5 名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは始めに、賃借権設定の1番から4番、賃借権移転の1番の5件の案件について審議いたします。
ここで、2番 竹田壮芳委員の退席を求めます。

……………竹田壮芳委員退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、2番 竹田壮芳委員の復席を求めます。

……………竹田壮芳委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、賃借権設定の12番について審議いたします。
ここで、10番 倉田健三委員の退席を求めます。

……………倉田健三委員退席……………

議長（高橋会長） これより12番の3筆について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、10番 倉田健三委員の復席を求めます。

……………倉田健三委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、賃借権設定の13番と14番の2件について審議いたします。
ここで、5番 松田繁徳委員の退席を求めます。

……………松田繁徳委員退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、5番 松田繁徳委員の復席を求めます。

……………松田繁徳委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、賃借権移転の6番、7番、8番の3件について審議いたします。
ここで、12番 朝倉善則委員の退席を求めます。

……………朝倉善則委員退席……………

議長（高橋会長）　　これより本案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）　　ここで、１２番 朝倉善則委員の復席を求めます。

……………朝倉善則委員復席……………

議長（高橋会長）　　次に、賃借権移転の１０番について審議いたします。
ここで、１４番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員退席……………

議長（高橋会長）　　これより本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、14番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、お諮りいたします。
ただいまの議事参与案件となった12件を除く賃借権設定の5番から賃借権移転の14番までの20件の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。議事参与案件12件を除く全20件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和7年4月18日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時10分）